令和 年度 介護保険サービス事業者自主点検表 6

【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

事業所番号		
事業所の名称		
事業所の所在地	〒 川越市	
電話番号		e-mail
開設法人の名称		
開設法人の代表者名		
管理者名		
記入者名		記入年月日

川越市福祉部指導監査課

電話番号:049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp (「@」部分を「★」と表示しています)

自主点検表記入要領

自主点検表の対象

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設

(型) 用目に廻りなり戻り一こ人を提供するためには、事業有目らか目王的に事業の連営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。 そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 記入方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出 してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、プルダウン方式により選択するか、手書き等により〇で囲ってください。 (5) 判定について該当する項目がないときは、「該当なし」を選択又は記入してください。
- (6) 介護予防訪問入浴介護の指定を受けている事業所は、第2も点検してください。

法令等(根拠法令の欄は、次を参照してください)

略称	名称
法	介護保険法 (平成9年法律第123号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚令36号)
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例 (平成24年12月21日条例第46号)
平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例施行規則 (平成25年3月29日規則第34号)
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日 厚生省令第37号)
平24条例47	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例 (平成24年12月21日条例第47号)
平25規則35	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月29日規則第35号)

略称	名 称
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11 年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月 9日法律第124号)
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告 19)
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居 宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費 用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月 1日老企36)
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚 労告127)
旧予防報酬留意事項	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚労告第94号)
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚労告第95号)
平27厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚労告第96号)
士士法	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日法律第30号)
士士法施行規則	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年12月15日厚生省令第49号)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
51-1 基本方針			
1 基本方針	(訪問入浴介護) 訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立し た日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行う ことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る ものとなっていますか。	ハ・いいえ	平25規則34第38条 (平11厚令37第44 条)
1-2 人員に関	する基準		
1 用語の定義	○ 「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤 の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間 を基本とする)で除することにより、当該事業所の従業者の員数 を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合 の勤務延時間数は、事業所の指定に係る事業のサービスに従事す る勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問 介護員と訪問看護職員を兼務する場合、訪問介護員の勤務延時間 数には、訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなる ものです。		平11老企25第2· 2(1)
	ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」といいます。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置者しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」といいます。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。		
	当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。		平11老企25第2· 2(3)
	同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務 (同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をい う。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含 む。)であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われること が差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤 務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、 常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業 者によって行われる指定訪問介護事業所の管理者と指定居 宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の 合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになり ます。		
	また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」といいます。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」といいます。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」といいます。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限ります。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」といいます。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の 職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供 時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうも のであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平11老企25第2· 2(4)
	※ 非常勤の従業者の休暇や出張(以下「休暇等」)の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めません。		平成14年度報酬改定 Q&A問1
	※ 常勤の従業者の休暇等の期間についてはその期間が歴月で1月を 超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして 取り扱います。		平成14年度報酬改定 Q&A問1
2 基本的事項(労 働時間の管理)	従業員の労働時間(始業・終業時刻)は、次のいずれかの方法により適正に把握されていますか。 ① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、I Cカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録	はい・いいえ	労働時間の適正な把握 のための使用者が講ず べき措置に関するガイ ドライン (平成29年1月 20日付け基発0120第3 号)
	○ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4(3)に定める措置を講じる必要があります。		
	○ 労働時間の記録(出勤簿、タイムカード等)は、5年間保存しなければなりません。		労働基準法第109条
3 従業者	(1) 事業所ごとに看護職員(看護師又は准看護師)を1人以上配置していますか。	はい・いいえ	1項第1号 (平11厚令37第45条
	(2) 介護職員を2人以上配置していますか。	はい・いいえ	第1項第1号) 平24条例46第15条第 1項第2号 (平11厚令37第45条
	(3) 看護職員、介護職員(訪問入浴介護従業者)のうち1人以上は常 勤を配置していますか。	はい・いいえ	第1項第2号) 平24条例46第15条第 1項第2号 (平11厚令37第45条 第1項第2号)
4 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ○ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がない	はい・いいえ	平24条例46第16条 (平11厚令37第46 条)
	ときは、他の職務を兼ねることができます。なお、管理者は、訪 問入浴介護従業者である必要はありません。		平11老企25第3・1・1(3)
	① 当該事業所の訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管		
	理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該訪問入冷護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることがあると考えられます。)		

自主	点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
第1 — 3	3 設備に関す	- る基準		
設備	肯及び備品等	(1) 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。	はい・いいえ	平25規則34第39条第1項 (平11厚令37第47条第1項)
		○ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の 事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事 業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一 の事務室であっても差し支えありません。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないと きは、訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されて いれば足りるものとします。		準用(平11老企25第3・ 2・2(1))
		○ 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要があります。		平11老企25第3·2· 2(2)
		(2) サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品が備えられていますか。	はい・いいえ	平25規則34第39条第1項 (平11厚令37第47条第1項)
		○ 訪問入浴介護に必要な浴槽(身体の不自由な者が入浴するのに適したもの)、車両(浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの)等の設備及び備品等を確保する必要があります。特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。		平11老企25第3·2· 2(3)
₹1 — 4	1 運営に関す	 ⁻ る基準(訪問入浴介護)		
1 介 情 D	護保険等関連 報の活用と P C A サイクル	法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報 を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第3条第4項 平12厚告19第3条第4項
<i>⊕</i>	推進	※ 介護保険法第118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を 活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することに より、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこと としたものです。		準用(平11老企25第3・ 1・3(1))
		※ この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term careInformation system For Evidence)」に情報を 提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ま しいです。		
	容及び手続き 説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	平24条例46第18条(準 用第6条) (平11厚令37第54条 (準用第8条第1項))
		 ○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 訪問入浴介護従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ○ 同意は、利用者及び訪問入浴介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。 		準用(平11老企25第3・ 1・3(2))
3 提	供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ○ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。	はい・いいえ	平24条例46第18条(準 用第7条) (平11厚令37第54条 (準用第9条))

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域 外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供するこ		準用(平11老企25第3・ 1・3(3))
	とが困難な場合 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。		
4 サービス提供困 難時の対応		はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第7条) (平11厚令37第54条 (準用第10条))
5 受給資格等の確 認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者 証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の 有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第8条第1項) (平11厚令37第54条 (準用第11条第1項))
	(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該 認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めてい ますか。		平25規則34第47条(準 用第8条第2項) (平11厚令37第54条 (準用第11条第2項))
6 要介護認定の申 請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申 込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうか を確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思 を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行って いますか。		平25規則34第47条(準 用第9条第1項) (平11厚令37第54条 (準用第12条第1項))
	(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介 護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要 な援助を行っていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第9条第2項) (平11厚令37第54条 (準用第12条第2項))
7 心身の状況等の 把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第10条) (平11厚令37第54条 (準用第13条))
8 居宅介護支援事 業者等との連携		はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第11条第1項) (平11厚令37第54条 (準用第14条第1項))
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して 適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業 者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第11条第2項) (平11厚令37第54条 (準用第14条第2項))
	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者の情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第12条) (平11厚令37第54条 (準用第15条))
10 居宅サービス計 画に沿ったサー ビスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第13条) (平11厚令37第54条 (準用第16条))

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
11 居宅サービス計 画等の変更の援 助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に 係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っています か。	はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第14条) (平11厚令37第54条 (準用第17条))
	○ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の 状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービ スを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計 画の変更が必要となった場合で、訪問入浴介護事業者からの当該 変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。		準用 (平11老企25第3・ 1・3(8))
	○ 利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。		
12 身分を証する書 類の携帯	訪問入浴介護従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書 や名札等)を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求め られたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第15条) (平11厚令37第54条 (準用第18条))
	○ 証書等には、当該訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護 従業者の氏名を記載するものとし、当該訪問入浴介護従業者の写 真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。		準用(平11老企25第3・ 1・3(9))
13 サービスの提供 の記録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者 に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事 項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用 票等)に記載していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第16条第1項) (平11厚令37第54条 (準用第19条第1項))
	○ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。		
	記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。① 訪問入浴介護の提供日② サービスの内容③ 保険給付の額④ その他必要な事項		準用(平11老企25第3・ 1・3(10)①)
	(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(例:利用者の用意する手帳等に記載するなど)により、その情報を利用者に対して提供していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条(準用第16条第2項) (平11厚令37第54条 (準用第19条第2項))
	○ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は2年間保存しなければなりません。		準用(平11老企25第3・ 1・3(10)②)
14 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はい・いいえ	平25規則34第40条第1項 (平11厚令37第48条第1 項)
	○ 法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用 者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割 (法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合に ついては、それに応じた割合)の支払を受けなければならないこ とを規定したものです。		準用 (平11老企25第3・ 1・3(10)①)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第40条第2項 (平11厚令37第48条第2 項)
	○ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。		準用(平11老企25第3・ 1・3(10)②)
	○ なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問入浴介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。		
	① 利用者に、当該事業が訪問入浴介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。		
	② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問入浴介護事業所の運営規程とは別に定められていること。③ 会計が訪問入浴介護の事業の会計と区分されていること。		
	(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。		平25規則34第40条第3項 (平11厚令37第48条第3 項)
	① 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の 居宅において訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通 費		
	② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 ○ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあい まいな名目による費用の徴収は認められません。		平11老企25第3・2・ 3(1)②
	(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		平25規則34第40条第4項 (平11厚令37第48条第4 項)
	(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該 支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法第41条第8項
	(6) (5)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額 について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しています か。	はい・いいえ・ 該当なし	施行規則第65条
	○ 医療控除の対象となる利用者(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者)の領収書には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください(「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年6月1日老発第509号を参照)。		
15 保険給付の請求 のための証明書 の交付	法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第18条) (平11厚令37第54条 (準用第21条))
16 指定訪問入浴介 護の基本取扱方 針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切にサービスを提供していますか。	はい・いいえ	平25規則34第41条第1項 (平11厚令37第49条第1 項)
Į.	(2) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	平25規則34第41条第2項 (平11厚令37第49条第2 項)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
17 指定訪問入浴介 護の具体的取扱 方針	(1) サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及 びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供 していますか。	はい・いいえ 平25規則34第42条第1号 (平11厚令37第50条第1 号)
	○ 利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、 利用者の希望により「清拭」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部 等)」を実施するなど、適切なサービスを提供してください。	平11老企25第3・2・ 3(2)①
	(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等(入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。) について理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ 平25規則34第42条第2号 (平11厚令37第50条第2号) 平11老企25第3・2・ 3(2)②
	(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。	はい・いいえ 平24条例46第17条第1項 (平11厚令37第50条第3 号)
	(4) 上記 (3) の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 していますか。	はい・いいえ・ 該当なし 平24条例46第17条第2項 (平11厚令37第50条第4 号)
	○ 訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 なお、居宅基準第53条の3第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存してください。	平11老企25第3·2· 3(2)③
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な 介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ 平25規則34第42条第3号 (平11厚令37第50条第5 号)
	○ 常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。	37
	(6) 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としていますか。	はい・いいえ 平24条例46第17条第3項 (平11厚令37第50条第6 号)
	○ ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。	
	○ 「サービス提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し、作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービスの提供を受けられるように配慮してください。	平11老企25第3·2· 3(2)④
	○ 「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認してください。	平11老企25第3·2· 3(2)④
	(7) 訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品についてはサービスの提供ごとに消毒していますか。	はい・いいえ 平25規則34第42条第4号 (平11厚令37第50条第7 号)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	○ 「サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品」の安全衛生については、次の点に留意してください。 ① 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。		平11老企25第3・2・ 3(2)⑤
	② 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。		
	③ 消毒方法等についてはマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。		
18 介護職員等によ る喀痰吸引等に ついて	(1) 介護職員等がたんの吸引等を実施していますか。 (以下「はい」の場合のみ点検してください。)	はい・いいえ・ 該当なし	士士法第48条の2、48条 の3、48条の5、附則第3 条、第4条第2項
			士士法施行規則第26条 の2、第26条の3、附則 第4条、第5条
	(2) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従 事者」として認定された者に行わせていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平成23年6月22日老発第 0622第1「介護サービ スの基盤強化のための 介護保険法等の一部を 改正する法律の公布に
	(3) 認定特定行為従事者は何人いますか。	⇒ 人	ついて」第6・2・1
	○ 社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。		平11老企25第3·1· 3(20)②
	(4) 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業 所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	
	(5) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認 定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	
	⇒ 登録している行為に○をしてください。 (たん吸引)		
	ロ腔内 鼻腔内 気管カニューレ内 (経管栄養)		
	胃ろう又は腸ろう 経鼻経管栄養		
	(6) たん吸引等の業務について、次のとおり実施していますか。 ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による 指示を受けている。	はい・いいえ・ 該当なし	
	② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は 看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。		
	③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員 がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得てい る。		
	④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。		
	⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催している。		
	⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。		
19 利用者に関する 市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して その旨を市町村に通知していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第22条) (平11厚令37第54条 (準用第26条))
	① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。		(+/II/)160/A/ /

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	
	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の 急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあら かじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を 講じていますか。	はい・いいえ・ 該当なし 平25規則34第43条 (平11厚令37第51条)
	○ 協力医療機関については、次の点に留意してください。① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。	平11老企25第3·2· 3(3)
	② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関 との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	
21 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っていますか。	はい・いいえ 平25規則34第44条第1項 (平11厚令37第52条第 項)
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「指定居宅サービス等の事業の 人員及び運営に関する基準」第3章第4節の規定を遵守させるため 必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ 平25規則34第44条第2項 (平11厚令37第52条第2項)
22 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する 規程(運営規程)を定めていますか。	はい・いいえ 平25規則34第45条 (平11厚令37第53条)
	 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 営業日及び営業時間 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 通常の事業の実施地域 サービスの利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項 ②従業員の職種、員数及び職務の内容について、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準(準用第5条)においてて置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。(居宅基準(準用第8条)に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。) 	準用(平11老企25第3・ 1・3(19)①)
	○ ④の「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問入浴介護に係る利用料(1割、2割又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。	
	○ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。	
	○ ⑥の「サービス利用に当たっての留意事項」とは、利用者が当該 サービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入浴 前の食事の摂取に関すること等)を指します。	
	○ ⑧の「虐待の防止のための措置に関する事項」については、虐待 の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方 法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合 の対応方法等を指す内容としてください。	準用(平11老企25第3・ 1・3(19)⑤)
23 勤務体制の確保 等	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、 訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ 平25規則34第45条の2 (平11厚令37第53条の2)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	○ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の 勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係 等を明確にしてください。	平11老企25第3·2·3 (6) ①
	(2) 当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービス提供をしていますか。	・いいえ 平25規則34第45条の2第 2項 (平11厚令37第53条の2 第2項)
	○ 当該事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴従業者を指します。	平11老企25第3・2・3 (6)②
	(3) 訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保し はいていますか。	・いいえ 平25規則34第45条の2第 3項 (ア11月 全の7第50条の2
	○ この場合において、訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他こ れに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修 を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。	(平11厚令37第53条の2 第3項)
	○ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。	平11老企25第3·2·3 (6)③
	また、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を 有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必 要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これ は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症に ついての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の 保障を実現していく観点から実施するものです。	
	当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。	
	(4) 適切な訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	・いいえ 平25規則34第45条の2第 4項 (平11厚令37第53条の2 第3項)
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する 法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合 的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関す る法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づ き、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパ ワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」といいま す。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけ られていることを踏まえ規定したものです。事業主が講ずべき措 置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組について は、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントにつ いては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるも のも含まれることに留意してください。	準用 (平11老企25第3・ 1・3(21)④)
	イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場に おける性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ず べき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした 言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等に ついての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パ ワーハラスメント指針」という。)において規定されてい るとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりで す。	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場における ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化 し、従業者に周知・啓発すること。	
	b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応 するために必要な体制の整備	
	相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、 労働者に周知すること。	
	ロ 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルへハス不調への相談的止のための取組(メンタルへルス不調への相談的止のための取組(メンタルで対応できるための表が出たの方為者に対して1人で対応なさせない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イの必要な措置を講じるにあたっては、「「理職・行うとが望ましいです。この際、上こで取組を行うにおけるハラスメント対策マニュアルや手引においるので参考にしてください。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業やいる活用した介護職員に対する悩み相談窓によりるでき考にしてください。、(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み精進事業を実施していることが望ましいです。	
24 業務継続計画の 策定	(1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	 平24条例46第8条の2第1 頁
	○ 「業務継続計画」 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入 浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早 期の業務再開を図るための計画です。	
	(2) 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	平24条例46第8条の2第2 頁
	研修実施日 年 月 日	
	訓練実施日 年 月 日	
	周知方法	
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしていますか。	平24条例46第8条の2第3 頁
	※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といいます。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	平11老企25第3・2・ 3(7)①

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に	平11老企25第3·2· 3(7)②
	策定することとして差し支えありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取 組の実施、備蓄品の確保等	
	b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	
	ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)	
	b 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携	
	研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてください。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。	平11老企25第3·2· 3(7)③
	訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施するこ	平11老企25第3·2· 3(7)④
	とが適切です。	
25 衛生管理等	(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ 平25規則34第47条(準 用第28条第1項) (平11厚令37第54条 (準用第31条第1項))
	(2) 事業所の訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ 平25規則34第47条(準 用第28条第2項) (平11厚令37第54条 (準用第31条第2項))
	(3) 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。	はい・いいえ 準用 (平11老企25第3・ 1・3(23))
	○ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れ がありますので、使用しないでください。	
26 感染症の予防及 びまん延の防止	(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検 討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その 結果について、従業者に周知していますか。	はい・いいえ 平24条例46第8条の3第1 号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
0	委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う ことができます。		
	年 月 日		
	委員会開催日 年 月 日		
	周知方法		
(2)	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	平24条例46第8条の3第2 号
(3)	事業所において、従業者等に対し感染症の予防及びまん延の防止 のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	平24条例46第8条の3第3 号
	研修実施日 年 月 日		
	訓練実施日 年 月 日		
*	感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとしてください。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。		平11老企25第3·2· 3(8)②
	当該事業所における感染なの情報の表面の子防及びました。 当該事業を検討する委員会」でいまいます。 場別であり、感染力であり、感染などは、一方のの対策をといれていい。 地種により構成するでは、一方のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、一方のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	従業者等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。		
	職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業 所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新 規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいで す。また、研修の実施内容についても記録することが必要 です。		
	なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の 職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用す るなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業 所の実態に応じ行ってください。		
	また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。		
	訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
27 掲示等	事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資する と認められる重要事項を掲示していますか。	はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第29条) (平11厚令37第54条 (準用第32条))
	○ 運営規程の概要、訪問入浴介護従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものです。また、訪問入浴介護事業所は、原則として、重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載することと規定されていますが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。		
	※ 重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に 掲げる点に留意する必要があります。		準用(平11老企25第3・ 1・3(24))
	イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護 サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見や すい場所のことです。		
	ロ 担当職員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常 勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、担当職員の氏名ま で掲示することを求めるものではありません。		
	ハ 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第32条第3項の規定によるウェブサイトへの掲載な行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要がありますが、これを同条第2項や居宅基準第217条第1項の規定に基づく措置に代えることができます。		
	○ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつ でも関係者に閲覧させることで、掲示に変えることができます。		平25規則34第47条(準 用第29条第2項)
	○ 原則として、重要事項をウェブサイトに令和7年4月1日から掲載 しなければなりません。		平11厚令37第54条(準 用第32条)
28 秘密保持	(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家 族の秘密を漏らしていませんか。	はい・いいえ	平24条例46第18条(準 用第9条第1項) (平11厚令37第54条
	○ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなど の措置を講じてください。		(準用第33条第1項))

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	平24条例46第18条(準 用第9条第2項) (平11厚令37第54条 (準用第33条第2項))
	○ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	準用(平11老企25第3・ 1・3(25)②)
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	平24条例46第18条(準 用第9条第3項) (平11厚令37第54条 (準用第33条第3項))
	○ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族 の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	準用(平11老企25第3・ 1・3(25)③)
	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)」(以下「ガイダンス」)に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	 個人情報保護法 医療・介護関係事業者 における個人情報の適 切な取扱いのためのガ イダンス
	⇒ 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入して ください。	
	規定の整備 規定の名称: 規織体制の整備 研修の実施 その他 ()	
	その都度記録を作成 第三者提供に係る記 録の方法 その他 ()	
	有 苦情対応窓口 の有無 無	
	○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲 内で個人情報を取り扱うこと(法令に基づく場合、人の生命、身 体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意 を得ることが困難であるとき等を除く。)	
	② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること	
	③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること(安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ4(2)」を参照)	
	④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を 得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第 三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の 氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存する こと	

また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること(保存期間は個人データの作成方法による。最長3年)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(5) 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること (6) 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること (7) 改正個人情報保護法(H29.5.30施行)では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。		
	○ 用語の定義 ・ 個人情報 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号 (DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等) が含まれるもの		
	・ 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報		
	・ 要配慮個人情報 本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪 被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断 の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見 その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮 を要する個人情報		
	○ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		
29 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇 大な表現となっていませんか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第30条) (平11厚令37第54条 (準用第34条))
業者に対する利	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の 事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の 財産上の利益を供与していませんか。(していないなら「はい」)	はい・いいえ	平25規則34第47条(準 用第31条) (平11厚令37第54条 (準用第35条))
31 苦情処理	(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に 対応するために、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第32条第1項) (平11厚令37第54条準 用第36条第1項)
	○ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 「相談窓口」、「苦情処理の体制」及び「手順等当該事業 所における苦情を処理するために講ずる措置の概要」につ いて明らかにする		準用(平11老企25第3・ 1・3(28)①)
	③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書 に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する		
	④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、 ウェブサイトに掲載する ※ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは「27掲示等」に 準じます		
	(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第32条第2項) (平11厚令37第54条準 用第36条第2項)
	○ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。		準用(平11老企25第3・ 1・3(28)②)
	○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用 者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		
	○ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第32条第3項) (平11厚令37第54条 (準用第36条第3項))
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3) の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第32条第4項) (平11厚令37第54条 (準用第36条第4項))
	(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査 に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言 を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善 を行っていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第32条第5項) (平11厚令37第54条 (準用第36条第5項))
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第32条第6項) (平11厚令37第54条 (準用第36条第6項))
32 地域との連携等	(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第33条) (平11厚令37第54条 (準用第36条の2))
	○ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市 町村との密接な連携に努めることを規定したものです。		準用 (平11老企25第3・ 1・3(29)①)
	○ 「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広 く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力 を得て行う事業が含まれます。		
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問入浴介護の提供を行うよう努めていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第47条(準 用第33条第2項)
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問入浴介護事業 所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に訪問入浴介 護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護 者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準第9条 の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地 域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならない ことを定めたものです。		準用(平11老企25第3・ 1・3(29)②)
33 事故発生時の対 応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用 者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平24条例46第18条(準 用第10条第1項) (平11厚令37第54条 (準用第37条第1項))
	○ 事故が発生した場合の対応方法について事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。		準用 (平11老企25第3・ 1・3(30)①)
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録して いますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平24条例46第18条(準 用第10条第2項)
	○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用 者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		(平11厚令37第54条 (準用第37条第2項))
	○ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。		準用 (平11老企25第3・ 1・3(30))
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平24条例46第18条(準 用第10条第3項)
	○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保 険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいで す。		(平11厚令37第54条 (準用第37条第3項)) 準用(平11老企25第3・ 1・3(30)②)

と。 3 高齢者に対すの高齢者に著4 高齢者にわいせつな行為を5 高齢者の財産	高の者い に。 まを 著い かさ をの に者止 待もて	ESP 令 、 著職 又傷 す すこ 美麗 かのして 唐 は い上 著与 こ こ。 へら講 対すま 」 じ 食義 くる 又 と 研苦で を 研苦で を み りゅう かっぱ 策 は の 修情い 検	立か。 なか。 はおはを 絶動 高他 ののます をのかる をのかる ののでは をのかる をのか。 をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのか。 をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのかる をのか。 をのる をのる をのる をのる をのる をのる をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる をのる。 をの。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。	うること から の 間く 対う を 高 サ体 のの では から でき し がら でき しゅん いっち から の がら の	はい・いいえ	1・3(30)③) 高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条 4項 高齢者虐待防止法第20条 平24条例46第18条(進
(1) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	の者い に。 さき 著い いせき をの に者止 待もて 男 等ま 外 せ養 著い つせ 不利 いびた 防、ま発 よ。 が よす い理 行こ にを てそめ 止そす 見 る 当益 いびた 防、ます い理 行こ にを てそめ 止そす かます い理 行こ にを てそめ 止そす ののののかると 処得 従家措 たまま に なき 言外 を。 分る 従家措 たまま に 第 が ます い ます かました ない かいがい しょう は ないがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい	ろう者 、 著職 又傷 す すこ きまずりのめて 虐 は い上 著与 こ こ。 への声で 大き は なん と と ののじ 策す と る 変教 れ言 に の 修情い 検す と る 変教 れ言 に の 修情い 検す と る でいましょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	つか。 大いは る 又務 拒言 は の 60 での ま 計 で	のいずれかに のある 放る から でと で あい から でと で で で で で で で で で で で で で で で で で で	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第2条 4項 高齢者虐待防止法第20 条
該当する 高の 高い と 高の 高い 者に から 者に から 者に から まず を がって おい を 産り は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	います。 はます。 はき、とうべき。 はき、こうべき。 はき、こうべき。 はき、こうべき。 はき、こうべき。 はき、こうべき。 なき、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは	、 著職 又傷 す すこ きれる、 文 と と と で ののじ 策を 対 まら こ ののじ 策で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を が で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で を か で で で で	るおおくなりである。 という こう	のある から		高齢者虐待防止法第20条 平24条例46第18条(進
を 高の と 高 の 高 の 高 の 高 の 高 の 高 の 高 の 高 の 高	。 さき で まま で ます いせき で ます い で ます い で で で で で で で で で で で で で で で で で で	著職 又傷 す すこ きれば かい上の しえ と と ののじ 策智 くる 又 そ 研苦で を 研苦で を が	又務 拒言 はを 絶動 高 他 のの をのの を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が を が に で の の の の の の の の の の の の の	間の放ることでであることである。 おいかい おいい おいい おいい おいい はい はい はい はい はい はい はい がい ない ない はい		条 平24条例46第18条(進
の他の高齢者と。 (3) 高齢者と。 (3) 高齢者者に対するに対する。 (4) 高齢者をはいる。 (5) 高齢のが者の財産上に対した。 (5) 高齢性をよるを発生ののあるに対するとのに関策によっては対するを対するとのでは対するを対するとのでは、テレビを対する。	で養護すべきで 養護すべきで を養護すべきで を著しい理のでは、 なるのででででである。 ででは、 でいる。 でい。 でいる。 でい。	職務 上の はを はを なる なと ない はを なる なと ない でのの でい でい でい でい でい でい でい でい でい でい	務を著しく を著しく を著しく を新いたでする。 を行いまる。 を行いまる。 を行い。 を行い。 を行いる。 を行いる。 を行い。 を行いる。 を行いる。 を行い。 を行いる。 を行いる。 を行いる。	く 対応 こ 対応 こ と がらこと で お お から い い ら が		条 平24条例46第18条(進
の高齢者に著 ・ 高齢者にわいせる。 ・ 高齢者にわいせる。 ・ 高齢者にわいる。 ・ 高齢者にわいる。 ・ 高齢者に対のの利用には、 ・ 高齢者を受ける。 ・ はずると図いる。 ・ はずるを図いた。 ・ はいるとのでは、 ・ では、 ・ では	にいい では いっと では いっと では できる いっと できる いっと できる いっと できる いっと できる できる できる できる できる かいびた かいできる かいがん かいがん かいがん かいがん かいがん はいます はいまり かいがん はいました はいい かいがん はい	傷を与える ママーク ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま かいま でんしょ かいま でんしょ かいま でんしょ かい	言動を行っています。	うこと。 をしてわい 高齢者から サービスの 体制の整備		条 平24条例46第18条(進
せつな行為を ・	させること。 を不当にとの での利益を得る、 についてそのなける。 でものための情では はいますか。 でもにいますか。	することその さることとその き者へのの苦て を表かを講じて をしの対策を検	の他当該語 での実施、 所の処理の いますか。 診討する委	高齢者から サービスの)体制の整備		条 平24条例46第18条(進
不当に財産上 2) 高齢者虐待の防止に 提供を受ける利用 等による虐待の防 3) 事業所における虐 的に開催するとと に周知徹底を図っ 委員会は、テレビ	の利益を得る。 について、従業 者及びその家族 止のための措置 待の防止のため もに、そか。 ていますか。	こと。 巻者への研修 実からの苦情 量を講じてい めの対策を検	その実施、 その処理の いますか。	サービスの)体制の整備		条 平24条例46第18条(進
提供を受ける利用等による虐待の防 等による虐待の防 3) 事業所における虐待的に開催するととに周知徹底を図って で、	者及びその家族 止のための措置 待の防止のため もに、その結果 ていますか。	たからの苦情 置を講じてい かの対策を検	うがい かっぱい かっぱい ますか。	の体制の整備		条 平24条例46第18条(進
的に開催するとと に周知徹底を図って	もに、その結果 ていますか。			を昌会を定期	141 \ . 1 \ 1 \ \ .	平24条例46第18条(準
	電話装置その他				141. 111.	用第10条の2第1号)
		1の情報通信	機器を活	5用して行う		
委員会開催日	年	月 日				
周知方法						
4)事業所における虐待	待の防止のため	の指針を整	備してい	いますか。	はい・いいえ	準用第10条の2第2号
			、虐待の	防止のため	はい・いいえ	準用第10条の2第3号
研修実施日	年	月 日				
6) (3)から(5)までのますか。	惜置を適切に実		<u></u>)の担当者	舌を置いてい	はい・いいえ	準用第10条の2第4号
担当者名						
じてください。 ・虐待の未然防止 訪問入浴介護する配慮を常 あり、基本力 じて、従業者	事業者は、高 ないがけなが ないがけなが ないで置付け ないでではいるでは ないでは、 でもないでは、 でもないでは、 でもないでは、 でもないできます。 でもないできます。 でもないでは、 でもないできます。 でもないでは、 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできます。 でもないできまます。 でもないできます。 できまます。 できまます。 できままます。 できままます。 できまままままままままままままま。 できまままままままままままままままままま	齢者の尊厳係 らサービス扱 られていると する理解を仮	呆持・人村 是供にあた とおり、石 足す必要な	格尊重に対 たる必要が 研修等を通 がありま		準用(平11老企25第3・ 1・3(31))
5) 6)	事業所における虐 事業所において、に 事業所においてに 事業所においてに 一部修実施日 (3)かか。 担当者名 (5)までの ますか。 担当者名 次にて 未入慮し、、同間のは、、同様者とでは、、同様者とでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	事業所における虐待の防止のため 事業所において、訪問入浴介護役の研修を定期的に実施しています 研修実施日 年	事業所における虐待の防止のための指針を整 事業所において、訪問入浴介護従事者に対し の研修を定期的に実施していますか。 研修実施日 年 月 日 (3)から(5)までの措置を適切に実施するためますか。 担当者名 ※ 次に掲げる観点から事業所における虐待の防じてください。 ・虐待の未然防止 訪問入浴介護事業者は、高齢者の尊厳代する配慮を常に心がけながらサービス打あり、基本方針に位置付けられている。 じて、従業者にそれらに関する理解を任す。同様に、従業者が高齢者虐待防止流の従業者としての責務・適切な対応等。	事業所における虐待の防止のための指針を整備していま業所において、訪問入浴介護従事者に対し、虐待のの研修を定期的に実施していますか。 研修実施日 年 月 日 (3)から(5)までの措置を適切に実施するための担当者ますか。 担当者名 ※次に掲げる観点から事業所における虐待の防止に関すしてください。 ・虐待の未然防止 訪問入浴介護事業者は、高齢者の尊厳保持・人でする配慮を常に心がけながらサービス提供にああり、基本方針に位置付けられているとおり、近て、従業者にそれらに関する理解を促す必要す。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規の従業者としての責務・適切な対応等を正しく。	事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 事業所において、訪問入浴介護従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 研修実施日 年 月 日 (3)から(5)までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 担当者名 ※次に掲げる観点から事業所における虐待の防止に関する措置を講じてください。 ・虐待の未然防止 訪問入浴介護事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解してい	事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 はい・いいえ 事業所において、訪問入浴介護従事者に対し、虐待の防止のため の研修を定期的に実施していますか。 はい・いいえ で修実施日 年 月 日 日 はい・いいえ ますか。 担当者名 はい・いいえ ますか。 担当者名 はい・いいえ ますか。 担当者名 はい・いいえ ますか。 担当者名 はい・いいえ ますか。 たて できない。 ・虐待の未然防止 訪問入浴介護事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解してい

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐	
	特に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。	
	・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切 に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力す るよう努めてください。	
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会	
	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下 「虐待防止検討委員会」といいます。)は、虐待等の発生 の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再 発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、 管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責 務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催する ことが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委 員として積極的に活用することが望ましいです。	
	一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、 その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であると は限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重 要です。	
	なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者との連携により行うことも 差し支えありません。	
	また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	
	虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項に ついて検討することとします。その際、そこで得た結果 (事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策 等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。	
	イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関するこ と	
	ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備	
	に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が	
	迅速かつ適切に行われるための方法に関すること へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得	
	られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果について の評価に関すること	
	^/FIIIII(CIM 7 / ひ C C	
	② 虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次の ような項目を盛り込むこととします。	
	0 /2 /	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 成年後見制度の利用支援に関する事項 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 月 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 月 その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止のに関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づいた研修では、当該事業者が自然を書き、虐待の防止の徹底を行うものとします。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修ですの子の成とします。事業者がに基づいた研修の実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えありません。 復 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務を遂行れば差し支えありません。ただし、用者を事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための指置を		
35 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ② 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号) ② 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月10日老計第8号)	はい・いいえ	平25規則34第47条 (準用第34条) (平11厚令37第54条 (準用第38条)) 準用(平11老企25第 3・1・3(32))
36 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ	平25規則34第46条第 1項 (平11厚令37第53条 の3第1項)
	 (2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ① 基準第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ② 基準第50条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 	はい・いいえ	平25規則34第46条第 2項 (平11厚令37第53条 の3第2項)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	③ 基準第26条の規定による市町村への通知に係る記録④ 基準第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録⑤ 基準第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
	※ なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了 (契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者 の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものと します。		準用(平11老企25第3・ 1・3(33))
37 電磁的記録等	(1) 電磁的方法により、作成、保存を行っている書面がありますか。	はい・いいえ ・該当なし	平25規則34第232条第1 項
	○ 作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及び規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(被保険者証の関係及び(2)に規定するものを除きます。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。		平12老企36第2・1(9)
	(2) 電磁的方法により、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものを行う際は、相手方の承諾を得ていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則34第232条第2 項
	○ 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」といいます。)のうち、条例及び規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができます。		
第9-1 基本方針	 (介護予防訪問入浴介護)		
基本方針	介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平24条例47第11条の2 (平18厚労令35第46 条)
第2-2 人員に関す	」 ける基準(介護予防訪問入浴介護)		
人員基準	介護予防訪問入浴介護事業者が訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問入浴介護の事業と訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問入浴介護事業における看護職の基準を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平24条例47第12条第3項 (平18厚労令35第47条 第3項)
	トる基準(介護予防訪問入浴介護)	I	
設備基準	介護予防訪問入浴介護事業者が訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問入浴介護の事業と訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問入浴介護事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		平25規則35第19条第2項 (平18厚労令35第49条 第2項)
	トる基準(介護予防訪問入浴介護)	<u> </u>	<u> </u>
ス費の支給を受	利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。 また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っています	はい・いいえ・ 該当なし	平25規則35第26条 (平18厚労令35第49条 の9)
2 介護予防訪問入 浴介護の基本取 扱方針	か。 (1) 介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その	はい・いいえ・ 該当なし	平24条例47第17条の3第 1項 (平18厚労令35第56条 第1項)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	(2) 自らがその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を 図っていますか。	はい・いいえ・ 該当なし 平24条例47第17条の3第 2項 (平18厚労令35第56条 第2項)
	(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ・ 該当なし 平24条例47第17条の35 3項 (平18厚労令35第56条 第3項)
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。	はい・いいえ・ 該当なし 「平18厚労令35第56条 第4項」
3 介護予防訪問入 浴介護の具体的 取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい・いいえ・ 該当なし 平25規則35第47条第1号 (平18厚労令35第57条 第1号)
	(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利 用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解し やすいように説明を行っていますか。	
	(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。	
	(4) 上記 (3) の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 していますか。	はい・いいえ・ 該当なし 平24条例47第18条第25 (平18厚労令35第57条 第4号)
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っていますか。	はい・いいえ・ 該当なし 平25規則35第47条第3号 (平18厚労令35第57条 第5号)
	(6) サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員 1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービス 提供の責任者としていますか。	
	○ ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。	
	(7) サービスの提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具 その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に 利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、 サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。	
3 その他運営基準	その他運営基準は、訪問入浴介護事業の運営基準と同様です。	
3 変更の届出等		
1 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長(市介護保険課)に届け出ていますか。	はい・いいえ・ 該当なし 法第75条第1項
	① 事業所の名称及び所在地② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	施行規則第131条第1項 第2号

<u></u>		In the St. A. Mr.
自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	③ 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定訪問入浴介護事業 に関するものに限る。)	
	④ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要⑤ 利用者の推定数	
	⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所	
	⑦ 運営規程⑧ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	
	※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は 休止の日の1月前までに、その旨を市長(市福祉部介護保険課) に届け出てください。	法第75条第2項
2 業務管理体制の 整備	(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。	はい・いいえ 施行規則第140条の39、 40
	届出年月日	
	届出先	
	法令順守責任者	
	(届出先) ① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業	
	者・・・厚生労働大臣	
	② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚 生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知 事	
	③ すべての指定事業所が1の都道府県に所在する事業者・・・都道府県知事	
	④ すべての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業 者・・・指定都市の長	
	⑤ 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長(市福祉部介護保険課)	
	※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局 の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域 に所在しているか確認してください。	
	※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。ア 事業所数20未満・整備届出事項:法令遵守責任者・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等	
	イ 事業所数20以上100未満・ 整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程・ 届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要	
	ウ 事業所数100以上・ 整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行 監査の定期的実施	
	届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の 所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守 規程の概要、業務執行監査の方法の概要	
	(2) 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	はい・いいえ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(3) 業務管理体制 (法令等遵守) について、具体的な取組を行っていますか。	はい・いいえ	
	※ 行っている具体的な取組(例)に○をつけてください。介護報酬の請求等のチェックを実施内部通報、事故報告に対応している業務管理体制(法令等遵守)についての研修を実施しているその他()		
	(4) 業務管理体制 (法令等遵守) の取組について、評価・改善活動を 行っていますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
34 介護給付費の算	章定及び取扱い		
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表 2 訪問入浴介護費」(介護予防訪問入浴介護においては、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防訪問介護」) により算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第1号
	(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が 定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定して いますか。	はい・いいえ	平12厚告19第2号
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ	平12厚告19第3号
2 訪問入浴介護費 の算定	看護職員1人及び介護職員2人が訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告19別表2イ注1
	※ 人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば派遣する3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えありません。		平12老企36第2・3(1)
	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止 措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所 定単位数から減算していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表2のイ注2
	○ 別に厚生労働大臣が定める基準 指定居宅サービス等基準第54条において準用する指定居宅サービ ス等基準第37条の2に規定する基準に適合していること。		平27厚労告95第4の4号
	※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の2(指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。)に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算するものです。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない又は高齢者虐待防止のための指針を整備していない又は高齢者虐待防止性措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道序県知事に提出した後、県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認めら減算することとなります。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しませんが、義務となることを踏まえ、速やかに作成してください。		平12老企36第2・3(2)
4 業務継続計画未 策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未 策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位 数から減算していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表1のイ注3
	○ 別に厚生労働大臣が定める基準 指定居宅サービス等基準第54条において準用する指定居宅サービ ス等基準第30条の2第1項に規定する基準に適合していること。		平27厚労告95第4の5号
	※ 業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第30条の2第1項(指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することなります。		平12老企36第2・3(3)
	入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員3人が訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表2イ注4
	※ 利用者の身体の状況等に支障がない場合であって、サービスの提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。		平12老企36第2・3(4)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
6 清拭・部分浴	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により、清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表2イ注5
	※ 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できません。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定できます。		平12老企36第2・3(5)
7 訪問入浴介護事 業所と同一の建 物に居住する利 用者に対する取 扱い	(1) 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは 隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物 (「同一敷地内建物 等」という。)に居住する利用者又は指定訪問入浴介護事業所に おける1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物 (同一敷地内建物等を除く)に居住する利用者に対して、指定訪 問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90 に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表2イ注6
	※ 1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物 に居住する利用者を除きます。		平12老企36第2・3(6) (準用第2・2(16))
	※ 「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造 上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷 地(当該指定訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置 している場合を含む)にある建築物のうち効率的なサービス提供 が可能なものを指すものです。具体的には、一体的な建築物とし て、当該建物の1階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や 当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若 しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建 築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するもの です。		
	※ 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く) の定義		
	① 「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、「同一敷地内建物等」に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。		
	② この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。また、当該指定訪問入浴介護事業所が、指定介護予防訪問入浴介護と一体的な運営をしている場合、指定介護予防訪問入浴介護の利用者を含めて計算してください。		
	※ 当該減算は、指定訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。		
	(同一敷地内建物等に該当しないものの例)・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合		
	隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合		
	※ 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定 訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合で あっても該当するものです。		
	(2) 指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地 内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指 定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分 の85に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表2イ注6

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	※ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義① 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における 当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が50人以上居住する 建物の利用者全員に適用されるものです。		平12老企36第2·3(6) (準用第2·2(16))
	② この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。		
	利用者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設 入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活 介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、訪問 入浴介護費を算定していませんか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表2イ注10
9 初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき200単位を加算していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表2口
	※ 初回加算について① 訪問入浴介護事業所において、初回の訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能です。		平12老企36第2・3(9)
	② 当該加算は、初回の訪問入浴介護を行った日の属する月に 算定してください。		
10 認知症専門ケア 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、 <mark>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し</mark> 届出 <mark>を行った</mark> 訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。	はい・いいえ・ 該当なし (加算の種類) I・II	平12厚告19別表2ハ
	※ 電子情報処理組織を使用する方法とは、厚生労働省の使用に係る 電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとす る者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情 報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて 情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられ たファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情によ り当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電 子メールの利用その他の適切な方法とする。)を言います。		
	 (1) 認知症専門ケア加算(I) (2) 認知症専門ケア加算(II) 3 単位 4 単位 		
	○ 別に厚生労働大臣が定める基準について イ 認知症専門ケア加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常 生活に対する注意を必要とする認知症の者(以下この号に おいて「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上 であること。		平27厚労告95第3号の4
	(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業 所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以 上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当 該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を 加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケ アを実施していること。		
	(3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項 の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している こと。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。 (2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 (3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (4) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	
	 ○ 別に厚生労働大臣が定める利用者について イ 認知症専門ケア加算(I)を算定すべき利用者	平27厚労告94第3号の3
	※ 認知症専門ケア加算について ① 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指し、また、「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることをからシクルⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指し、また、「日常生活自立度のランクルⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとします。なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が、別知症高齢者の日常生活自立度のの算定方法は、算定日が属する月の前3月間うち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延入員降においても、直近3月の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につください。第一定日が風では、自力を行った月の降に対いても、の割合については、有力のいずれも所定の割合以上であることが必必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、直近3月間のいずれも所定の割合はなりません。 ② 「認知症介護に係る専門的なが必要でよっては、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日を計第0331010号厚生労働省者健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日を計第0331017号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーゲのいて」(平成18年3月31日を計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーゲのいて」(平成18年3月31日を計算の31007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践」の実施に当たついて」(平成18年3月31日を計算の31007号厚生労働者計画課長通知)に規定する「認知症介護実践」の実施に当なののグループ別に分かれて開催すると、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。	平12老企36第2・3 (10)
	ことで定し文えありません。 また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
1 看取り連携体制 加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき64単位を加算していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表2ニ
	○ 別に厚生労働大臣が定める施設基準 イ 病院、診療所又は訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号に規定する訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は訪問看護ステーションにより訪問看護等が提供されるよう、訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準第44条に規定する訪問入浴介護をいう。)を行う日時を当該病院、診療所又は訪問看護ステーションと調整していること。 ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。		平27厚労告96 2号の2
	○ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次に掲げる基準のいずれにも適合する利用者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見 込みがないと診断した者であること。		平27厚労告94 3号の4
	ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家 族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等 利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての 説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その 家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている 者を含む。)であること。		
	※ 看取り連携連絡加算について ① 看取り連携体制加算は、事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をPDCAサイクルにより構築かつ強化していくこととし、利用者等告示第3号の4に定める基準に適合する利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日を上限として、訪問入浴介護事業所において行った看取り期における取組を評価するものです。また、死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該訪問入浴介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。(したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上できません。		平12老企36第2・3(11)
	することはできません。) ② 「利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制」とは、訪問入浴介護事業所が病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(以下、「訪問看護ステーション等」という。)と連携し、緊急時の注意事項や利用者の病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの連絡方法や必要に応じて訪問看護等が提供されるよう、サービス提供の日時等に関する取り決めを事前に定めた上で、利用者の状態等に応じて、訪問入浴介護事業所から訪問看護ステーション等へ連絡ができる体制を整えることとします。		
	③ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととします。ア当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方イ訪問看護ステーション等との連携体制(緊急時の対応を含む。)ウ利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法エ利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式オその他職員の具体的対応等		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返ること等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行ってください。 「多取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行ってください。 「アー利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 イー看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録		
	⑥ 利用者の看取りに関する理解を支援するため、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。		
	⑦ 訪問入浴介護事業所から医療機関へ入院した月と死亡した 月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り連携体制は死 亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、 訪問入浴介護の利用を終了した翌月についても自己負担を 請求されることになります。このため、利用者が入院する 際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取 り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があるこ とを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。		
	8 訪問入浴介護事業所は、入院の後も、家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要です。なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要です。		
	本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。また、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要です。なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。		
	① 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。		
12 サービス提供体 制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、 <mark>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による</mark> 届出を行った訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。	該当なし (加算の種類)	平12厚告19別表2ホ
	(1) サービス提供体制強化加算(I) 44 単位 (2) サービス提供体制強化加算(II) 36 単位 (3) サービス提供体制強化加算(III) 12 単位	I • II • III	
	○ 厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 当該事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問 入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に 従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は 実施を予定していること。		平27厚労告95第5号

自主点検項目		記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		(2) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たって の留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介 護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催 すること。	
		(3) 当該事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。	
		(4) 次のいずれかに適合すること	
		(一) 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉 士の占める割合が100分の60以上であること。	
		(二) 当該事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25 以上であること。	
	口	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	
		次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
		(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
		(2) 当該訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。	
	ハ	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	
		次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
		(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
		(2) 次のいずれかに適合すること (一) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数 のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以 上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護 職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の 50以上であること。	
		(二) 当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	
	* ①	研修について 訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該 事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内 容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定め るとともに 訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修 の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定 しなければなりません。	平12老企36第2·3 (12)
	* 2	会議の開催について 「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。なお、「定期的」とはおおむね1月に1回以上開催されている必要があります。	
		また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してくださ	

自主点検項目		記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
		「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項		
	※ ③	健康診断について 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。		
	* 4	職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであることとします。なお、介護福祉士又は実務者研修終了者もしくは旧介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とします。		
	※ ⑤	① ④のただし書の場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる状況が生じた旨の届出を提出しなければなりません。		
	% 6) 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数を いうものとします。		
	% (7) 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。		
	* 8) 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に 行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行う こととします。		
13 介護職員等処遇 改善加算	職員等処 様式例の	宇度以降の介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護 連改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び 提示について」(令和6年3月15日老発0315第2号厚生労働省老 通知)を参照してください。		平12老企36第2・3 (13)
	別をまた。別を、浴を、浴りので、浴りので、浴ができまります。	「生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法によい対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数にいますか。 いかの加算のみの算定です。)	はい・いいえ・ 該当なし 加算の種類 I・II・III・IV	平12厚告19別表 2 へ
	(1	.) 介護職員等処遇改善加算(I)上記1から12までにより算定した単位数の100分の100に相当する単位数		
	(2	2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 94に相当する単位数		
	;)	3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 79に相当する単位数		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント		根拠法令等
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) 上記1から12までにより算定した単位数の100分の 63に相当する単位数		
	令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所(介護職員等処遇改善加算(I)、(II)、(III)及び(IV)の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・ 該当なし	平12厚告19別表 2 へ
	(いずれかの加算のみの算定です。)(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)上記1から12までにより算定した単位数の100分の89に相当する単位数		
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 84に相当する単位数		
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 83に相当する単位数		
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 78に相当する単位数		
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 73に相当する単位数		
	(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 67に相当する単位数		
	(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 65に相当する単位数		
	(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 68に相当する単位数		
	(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 59に相当する単位数		
	(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 54に相当する単位数		
	(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 52に相当する単位数		
	(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 48に相当する単位数		
	(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) 上記1から12までにより算定した単位数の1000分の 44に相当する単位数		
	(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) 上記1から12までにより算定した単位数の100分の 33に相当する単位数		
	○ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算 (I)		平27厚労告95第6号 (準用4号)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
T TWW.X H	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	INDEED 19 47
	(1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の	
	改善(以下「賃金改善」という。) について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要す	
	る費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計	
	画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該訪問入浴介護事業所が仮に介護職員等処遇改	
	善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月	
	支払われる手当に充てるものであること。	
	(二) 当該訪問入浴介護事業所において、介護福祉士で あって、経験及び技能を有する介護職員と認められ	
	る者(以下「経験・技能のある介護職員」とい う。)のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が	
	年額440万円以上であること。ただし、介護職員 等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその	
	他の理由により、当該賃金改善が困難である場合は この限りでないこと。	
	(2) 当該訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に	
	関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法そ の他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載し	
	た介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に 周知し、市長に届け出ていること。	
	(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改	
	善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業 の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当	
	該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善 分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内	
	容について市長に届け出ること。	
	(4) 当該訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当 該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告 すること。	
	(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準 法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛	
	伝、万働有灰音補資保険伝、取私資金伝、万働安全衛 生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反 し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	
	(6) 当該訪問入浴介護事業所において、労働保険料の納付 が適正に行われていること。	
	(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等 の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を 定めていること。	
	(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介 護職員に周知していること。	
	(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定 し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を 確保していること。	
	(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。	
	(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する 仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定す る仕組みを設けていること。	
	(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員 に周知していること。	
	(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇 改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当 該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員 に周知していること。	
	(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの 利用その他の適切な方法により公表していること。	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	(10) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算 (Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	
	ロ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	ハ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) イ(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	二 介護職員等処遇改善加算(IV) イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8) に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	ホ 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算 (I) 及び介護職員等特定処遇改善加算 (I) を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	
	(2) イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれ にも適合すること。	
	へ 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービ ス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護 職員処遇改善加算 (Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加 算 (I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届 け出ていること。	
	(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	ト 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービ ス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護 職員処遇改善加算 (I) 及び介護職員等特定処遇改善 加算 (II) を届け出ており、かつ、介護職員等ベース アップ等支援加算を届け出ていないこと。	
	(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、 (8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	 チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、 	
	(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	
	(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及 び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合する こと。	
	ヌ 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	(1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	
	(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、 (8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	ル 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算 (I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲	
	げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての	
	介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	ヲ 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算 (I) を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算 (I) 又は (II) 及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	
	(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	 ワ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる基準のに適合すること。 (布護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するももある。) (五)次に掲げる要件の全てに適合すること。 (五)次に掲げる要件の全でに適合すること。 (五)次に掲げる場所をの実施又は研修の機会を確保していること。 	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	カ 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービ ス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護 職員処遇改善加算 (Ⅲ) 及び介護職員等特定処遇改善 加算 (I) を届け出ており、かつ、介護職員等ベース アップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲 げる基準のいずれにも適合すること。	
	(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。	
	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	 コ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 	
	(2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から (6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準の いずれにも適合すること。	
	タ 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 及び介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関する務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	
	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	レ 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算 (I) 又は (Ⅱ) を届け出ていないこと。	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
	(2) イ(1) ((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から (6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合するこ	
	と。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	ソ 介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	